博士課程修了に係る学位論文審査に関する申し合わせ

(大学院委員会) 平成 3年 3月27日 決定 (医学系大学院委員会) 平成21年10月14日 改正 平成26年7月 9日 改正

平成28年6月8日改正

滋賀医科大学学位論文審査実施要項第3第3項第3号の未発表の学位論文の取扱いについて、 次のとおり申し合わせる。

- 1 やむを得ない事情により、権威ある内外の学術誌の編集委員会等の当該学位論文に係る掲載予定証明書が得られない場合にあっては、投稿受理書をもって出願時期の猶予を願い出ることができる。
- 2 前項により願い出た者は、願い出のあった年度の前期については9月30日、後期については 3月31日で退学とする。
 - 2 退学後、本学に身分を置かない者については、本学の教育、研究施設の利用に際し、客員助教の申請ができるものとする。
- 3 第1項により願い出た者について、大学院教育部門会議は調査・審議を行い、前期に願い出た者については、願い出のあった年度の翌年度の6月20日、後期に願い出た者については、願い出のあった年度の翌年度の12月20日までに掲載予定証明書が得られた場合又は印刷公表された場合に限り、医学系大学院委員会の議を経て学位論文を受理する。
- 4 前項により受理した学位論文の審査等の期間は、退学後1年を限度とし、これを超えることはできない。
- 5 前項の審査等を経て、学位授与が可とされたときは、前期に学位論文を出願した者については、医学系大学院委員会における可否決定の日とし、後期に学位論文を出願した者については、学位授与の日をもって学位記授与の日とする。

附則

この申し合わせは、平成3年4月1日から実施する。ただし、この申し合わせ実施日前に最終 学年に在学した者には適用しない。

附則

- この申し合わせは、平成21年10月1日から実施する。 附則
- この申し合わせは、平成26年7月9日から実施する。 附則
- この申し合わせは、平成28年6月8日から実施する。